

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年8月29日認可した。

平成23年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八尺地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大井手地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）鴨池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）源保林地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）真野1地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大下地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上田井地区